

【集約対象業務】一般競争入札（事後審査方式）に係る質問及び回答

No.	質問日	回答日	業務名称	質問	回答	回答作成
11	8/5	8/11	・麻生総合センター清掃業務	<p>① 日常清掃事務の①麻生総合センター共用部分のトイレ、事務室、 ②北老人福祉センターの会議室、トイレの各箇所の備考欄に、『「什器・備品の拭き（スリッパ）」を含む（「会議室」を適用。1㎡以下）』と記載いただいておりますが、例えば①麻生総合センター共用部分のトイレであれば、床以外のごみ・汚物収集・・・の72㎡とは別に、床以外の什器・備品の拭きとして1㎡を歩掛で別途計上して積算するという認識でお間違えはないでしょうか？</p> <p>② 8/3にご回答をいただいているNo. 4のドアノブ拭きの件ですが、スリッパ同様、床以外の什器・備品の拭きとして1㎡を歩掛で別途計上して積算するという認識でお間違えはないでしょうか？</p>	<p>① お見込みのとおりです。</p> <p>② 「什器・備品の拭き（ドアノブ・スリッパ）」として1㎡を歩掛で別途計上し、積算しております。</p>	保) 高齢福祉課
12	8/6	8/11	・麻生総合センター清掃業務	<p>日常清掃事務の①麻生総合センター共用部分の区分「事務室」とそれ以外の区分についての作業日数は期間中それぞれ何回でしょうか？</p>	<p>事務室が880回、それ以外の区分については1030回です。</p>	保) 高齢福祉課